

埋蔵文化財の取扱いについて（お知らせ）

住宅を建設する場合など土木工事等を行なう際には、事前に該当場所について埋蔵文化財の有無の確認が必要です。埋蔵文化財の所在する場所（周知の埋蔵文化財包蔵地）で土木工事等を行う場合には、文化財保護法に基づいた届出が必要となります。

また、それ以外の場所においても、工事中などに埋蔵文化財が発見された場合は、届出が必要となりますので、すみやかに当センターご連絡ください。

埋蔵文化財（包蔵地）の確認

電話、FAX、メールで、確認したい場所の住所をお伝えください。

なお、山林や畑地など住居表示のない場所の場合は、FAX、メールで地図の添付をお願いします。

該当する場合

・文化財保護法第93条に基づく届出が必要です。

（工事着手の60日前まで）

＊書式はホームページからダウンロードできます。

該当しない場合

・工事に着手して問題ありません。

ただし、工事中に遺跡などが発見された場合には文化財保護法第96条に基づく届出が必要となりますので、当センターまでご連絡ください。

現地確認・試掘（発掘調査の必要性の判断）

専門の職員が現地を確認し、必要に応じて試掘を行います。確認の結果を受けて、教育委員会より「発掘調査」、「工事立会」、「慎重工事」のいずれかを指示します。

工事立会

・工事に着手して問題ありません。

土木工事が軽微で、埋蔵文化財への影響が局限される場合、対象区が狭小で発掘調査の実施が不可能な場合など。

教育委員会職員が工事に立会し、埋蔵文化財の有無を確認いたします。

発掘調査

当該土木工事等によって、埋蔵文化財に影響が及ぶと判断された場合、発掘調査が必要となります。

《発掘調査の流れ》

確認調査（開発面積の約10%）

↓ 本調査の必要範囲を絞り込みます。

＊公費で実施可。

↓ 協議

↓ 本調査

＊個人が自身の家を建設する場合は、公費で実施可。

慎重工事

・工事に着手して問題ありません。

工事により、新たに埋蔵文化財への影響が生じないと判断される場合。工事中に埋蔵文化財が発見された場合には、当センターまでご連絡ください。

連絡先

千葉市教育委員会

埋蔵文化財調査センター

TEL：043-266-5433

FAX：043-268-9004

メール：maizobunkazai.EDL@city.chiba.lg.jp

〒260-0814 千葉市中央区南生実町1210

※上記は、埋蔵文化財の取扱いについて、基本的な手続きの流れを示したものです。遺跡の性格や地形、工事内容等によっては、手続きが異なる場合があります。

令和4年4月